

## 平成30年度昭島市社会福祉事業団 学童クラブ職員募集要項

社会福祉法人昭島市社会福祉事業団は、昭島市が実施する子育て支援事業を中心とした福祉サービスを運営するために、昭島市が設立した社会福祉法人です。この募集は、学童クラブに勤務する職員を募集するものです。

### I 募集職種、採用予定数、職務内容

募集職種	採用予定人数	勤務予定地	職務内容
学童クラブ支援員	若干名	市内学童クラブ	児童の保育指導及び学童クラブの施設管理
学童クラブ支援員補助員	若干名	市内学童クラブ	支援員の補助業務

### II 雇用形態、契約期間、契約更新の有無

1. 雇用形態 期間の定めのある雇用（契約職員）
2. 契約期間 契約日から平成31年3月31日まで
3. 契約更新の有無 契約更新有 ただし勤務成績等を考慮します。

### III 応募資格

職種	応募資格
学童クラブ支援員	①保育士、教員免許(※1)又は支援員資格(※2)を有する方 ②平成31年3月末日までに保育士、教員免許又は支援員資格を取得見込みの方
学童クラブ支援員補助員	①保育士、教員免許(※1)又は支援員資格(※2)を有する方 ②平成31年3月末日までに保育士、教員免許又は支援員資格を取得見込みの方 ③保育士、教員又は支援員と同等の職務経験のある方

※1 教員免許には幼稚園教諭を含みます。 ※2 東京都放課後児童支援員認定資格

### IV 選考科目

職種	選考科目	選考の内容
学童クラブ支援員	作文	与えられたテーマについての作文を評価します。
	面接	人物、志望動機、適性について評価します。
学童クラブ支援員補助員	面接	人物、志望動機、適性について評価します。

\*学童クラブ支援員は、作文と面接の総合点をもとに採用の可否を決定します。

## V 選考日程

科目	日時	会場	時間
作文	採用選考申込書提出日に提出		
面接	平成30年8月21日(火)指定する時間	昭島市役所 204 会議室 (本庁舎 2階西側)	30分 程度

\*面接日及び時間の指定通知

①支援員、支援員補助員 採用選考申込受付時に通知します。

## VI 選考結果の通知

応募者全員に8月下旬に通知します。

選考結果は採用、名簿登載、不採用とし、採用の方は9月1日、名簿登載の方は欠員が生じた時に順次採用します。

## VII 採用予定日

平成30年9月1日以降随時(選考結果通知書に記載します。)

## IX 採用選考申込要領

### 1. 募集要項、採用選考申込書等の配布及び申込み期間

配布期間	配布時間	配布場所
平成30年8月1日(水)から 平成30年8月15日(水)まで	午前9時から午後5時まで (正午から午後1時を除く) (土・日・祝日・年末年始を除く)	社会福祉事業団事務局 (市役所6階東側)
平成30年8月1日(水)から 平成30年8月15日(水)まで		昭島市社会福祉事業団 ホームページでダウンロードできます。

### 2. 提出書類

- ① 採用選考申込書 1通 必要事項を自署し、3か月以内に撮影した写真を貼付してください。  
採用選考受付票 1通 住所氏名を記入してください。
- ② 支援員選考申込みする方は、作文を申込書とともに提出。
- ③ 資格又は免許を有することを証明するものの写し 1部  
資格又は免許を取得する見込みの方は、資格取得後に提出していただきます。  
\*学童クラブ支援員補助員に応募する方で資格を有しない方は必要ありません。

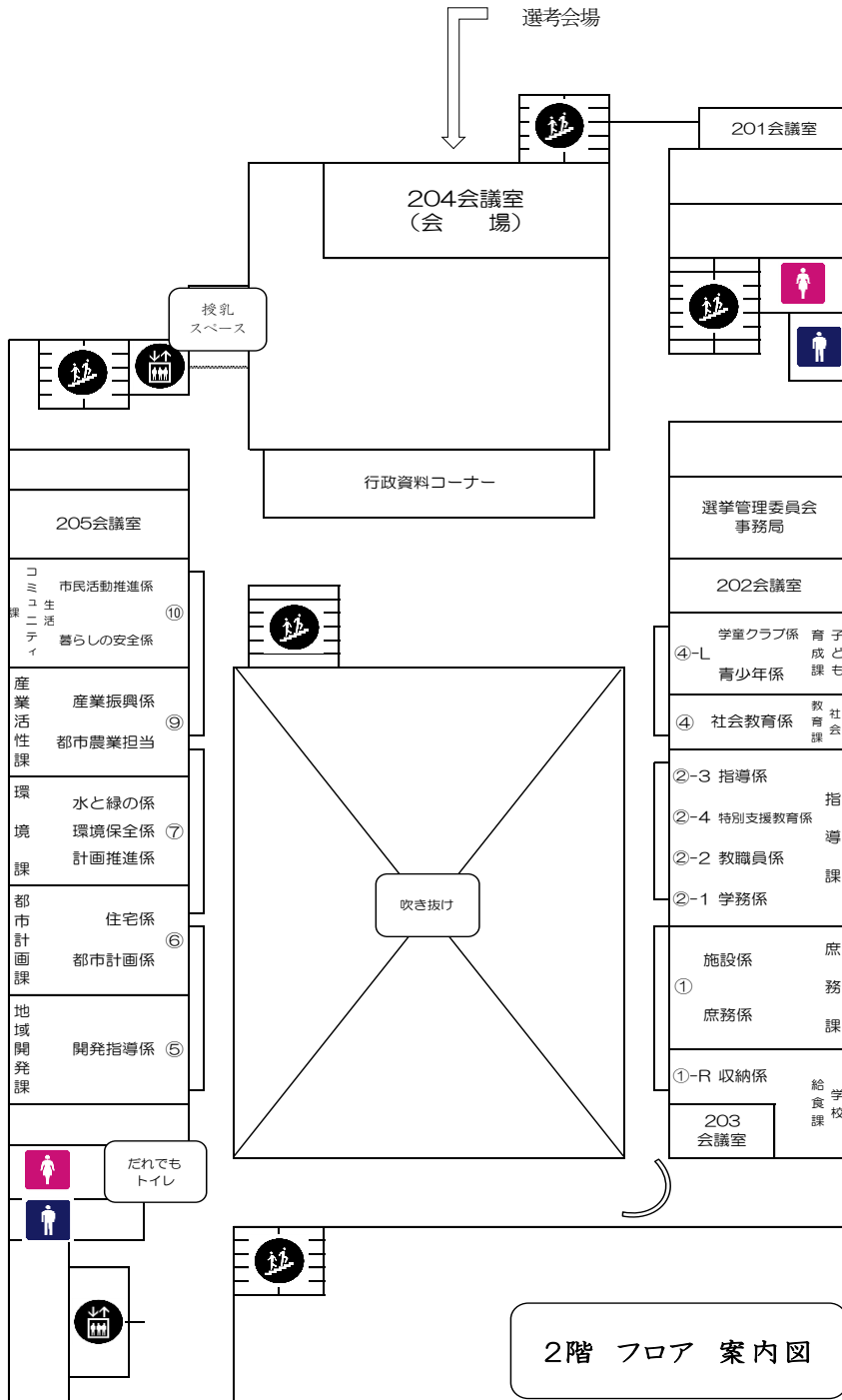
### 4. 提出先 社会福祉事業団事務局

★ 申込書の郵送は受け付けません。必ず本人が持参してください。

## X 注意事項

1. 選考日当日は定められた時間までにおいでください。
2. その他関係書類をよく読んでください。

### 案内図



## 勤務条件

項目	学童クラブ支援員	学童クラブ支援員補助員
給料	月給制 月額 164,900 円 (昇給無)	時給制 時給 1,040 円 (有資格) 990 円 (無資格)
賞与	有 年2回勤務成績に応じて支給	無
通勤手当	有 事業団規程による	
時間外勤務手当	有 法令に基づき支給	
勤務日 (ローテーション勤務)	月曜日から土曜日までのうち事業団が指定する5日間	月曜日から土曜日までのうち事業団が指定する週3日から4日 (障害加配配置は月曜日から土曜日のうち5日以内)
勤務時間	平日 午前11時30分から 午後6時30分まで 土曜日 学校休業日 (一日保育) 午前8時から 午後3時まで ただし児童の利用状況により最長午後7時までの時間外勤務がある	平日 午後1時15分から 4時間30分程度 土曜日 学校休業日 (一日保育) 午前8時から 最長午後6時まで ただし児童の利用状況により変更がある
休憩時間	60分 (事業団就業規程による)	
休日	日曜日 国民の祝日に関する法律に定める休日 年末年始 (12月29日から1月3日)	
年次有給休暇	初年度最高10日	法令及び就業規則による
その他	社会保険、厚生年金、雇用保険等法令により加入	